

受動喫煙防止対策に係る改善状況報告書

記入日：令和3年 月 日

施設名： _____

施設所在地：盛岡市 _____

電話番号： _____

氏名（役職等）： _____

1 現在、貴所設置の喫煙場所はどれに該当しますか。

- ① 喫煙専用室
- ② 加熱式たばこ専用喫煙室
- ③ 喫煙可能室
- ④ 屋外の喫煙場所
- ⑤ 敷地内全面禁煙

①, ②, ③と回答の方は設問2へ
④と回答の方は設問3へ
⑤と回答の方は設問4へ
屋内・屋外両方に設置の場合は両方に回答

2 【1で①, ②, ③と回答した方】貴所の喫煙場所は厚生労働省が定める技術的基準に適合していること、改正法のルールを順守して設置されていることを確認したうえで改善報告をお願いします。

- ⚠️ がつかない項目がある場合、改正法に抵触する可能性があるため現在設置中の喫煙室で喫煙はできません。
- ⚠️ 屋内喫煙室を引き続き設置する場合は、全ての項目にがつく状態にしてください。（別紙の記入例を参照）
- ⚠️ 基準に適合しない喫煙室を使用し続けた場合、過料処分の対象になる場合がありますので御留意ください。

	「喫煙専用室」	「加熱式たばこ専用喫煙室」	「喫煙可能室」を設置の 既存特定飲食提供施設※1 (店内の一部か店内全部が該当の列を御回答ください)	
喫煙可能場所	<input type="checkbox"/> 屋内の一部	<input type="checkbox"/> 屋内の一部	<input type="checkbox"/> 屋内（店内）の一部	<input type="checkbox"/> 屋内（店内）の全部
技術的基準	<input type="checkbox"/> 出入口において室外から室内に流入する空気の流れが0.2m毎秒以上である。 <input type="checkbox"/> たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。 <input type="checkbox"/> たばこの煙が屋外または外部に排気されている。		<input type="checkbox"/> たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている	
喫煙可能なたばこの種類	<input type="checkbox"/> 紙巻たばこ及び加熱式たばこ	<input type="checkbox"/> 加熱式たばこのみ	<input type="checkbox"/> 紙巻たばこ及び加熱式たばこ	<input type="checkbox"/> 紙巻たばこ及び加熱式たばこ
禁煙室内で可能な喫煙以外の行為	<input type="checkbox"/> 喫煙のみ(休憩室、会議室、倉庫等として使用していない)	<input type="checkbox"/> 喫煙室内は、喫煙と飲食等が可	<input type="checkbox"/> 喫煙室内は喫煙と飲食等が可。非喫煙部分は飲食のみ	<input type="checkbox"/> 喫煙と飲食等が可
標識の掲出	<input type="checkbox"/> 喫煙室及び施設の出入口に必要事項（喫煙ができる場所であること、20歳未満立入禁止）が記載された標識を掲示している		<input type="checkbox"/> 施設の出入口に必要事項が記載された標識を掲示している	
20歳未満の立入禁止	<input type="checkbox"/> 喫煙部分には、営業時間外、清掃等喫煙目的以外であっても20歳未満の者（家族等も含む）は一切立ち入らせていない。		<input type="checkbox"/> 営業時間外、喫煙目定期以外であっても店内に20歳未満者は一切立ち入らせていない	
20歳以上の従業員の受動喫煙防止対策	<input type="checkbox"/> 受動喫煙を望まない労働者が喫煙エリアに立ち入る必要の無いよう、喫煙エリアを通らない動線の工夫や、勤務シフト・業務分担の工夫等の配慮をしている。			
保健所への喫煙可能室設置届	不要	不要	<input type="checkbox"/> 届出済み ※届出をお願いします	<input type="checkbox"/> 届出済み ※届出をお願いします

※1 既存特定飲食提供施設とは、以下①～③すべてを満たす飲食店のこと

条件①

2020年4月1日時点で
営業している店舗

条件②

資本金又は出資総額が
5000万円以下

条件③

客席面積が100㎡以下

設問3は
裏面に続きます→

3 【1で④と回答した方】屋外での喫煙にも配慮義務があります。屋外の喫煙場所は受動喫煙防止対策がとられているかを確認し、下記の項目に☑がつく状態にしてから報告をお願い致します。

屋外の喫煙場所は、人通りの少ない場所で、建物の出入口や窓から離れている。人通りを避けることができないなど、やむを得ず設置する場合は、受動喫煙が生じないよう通行する人がいるときは喫煙しないよう喫煙者へ周知するなど、周囲の方へ配慮をしている。

(灰皿設置の事業者のみ) 灰皿は、営業時間外は建物内に片づけている。

※上記の対策を取っている場合でも、市民より受動喫煙の情報や相談が寄せられた場合、移動又は撤去をお願いする場合があります。

4 【1で⑤と回答した方や、既に具体的な改善対策を講じた事業者】

「喫煙場所撤去・移動」や「屋内喫煙から屋外喫煙へ変更」など、改善対策を講じたことによるお客様からの御意見、禁煙化への経緯など、どのようなことでも構いませんので御意見等があれば記入願います。

報告書は以上です。御協力ありがとうございました。

【補足事項】

- 1 令和3年11月30(火)までの回答に御協力ください。
- 2 回答いただいた内容は、受動喫煙防止対策にのみ利用します。本調査の回答により、市が回答者に対して不利益な取り扱いを行うことは一切ありません。
- 3 回答内容に確認事項があるときは、保健所担当職員から御連絡を差し上げる場合がございますので、あらかじめご了承ください。御不明な点等は、健康増進課 019-603-8306 赤坂までお問合せください。
- 4 喫煙可能室設置施設の届出書等の様式は市ホームページからダウンロード可能です。

トップページ > オンラインサービス > 申請書 > 保健所 > 受動喫煙対策 > 喫煙可能室設置施設の届出書・変更届出書・廃止届出書

